

令和8年度第1回野田市自立支援・ 障がい者差別解消支援地域協議会次第

日時 令和8年7月7日（火）
午前10時から
場所 野田市役所8階大会議室

1 開会

2 議題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 専門部会の委員の指名等について
- (3) 本協議会の今後の役割について

3 報告

各専門部会からの報告について

4 閉会

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

令和8年7月1日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
岡田 吉郎	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	一般社団法人野田市医師会
雨笠 均	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	千葉司法書士会柏支部
清本 健二郎	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センター のだネット
小林 公平	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人は一とふる
平井 貴子	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	柏人権擁護委員協議会 野田部会
古橋 守	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市民生委員児童委員 協議会
田中 愛	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援 センターは一とふる
牧 浩司	R8.7. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人 野田市社会福祉協議会
中野 徹也	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協議会 (野田市成年後見支援センター)
並木 徹	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者 基幹相談支援センター
萩野 史啓	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田みどり会
待山 弘	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	NPO 法人 Earth as Mother 千葉 い くるば のだ
増田 雅樹	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田芽吹会 野田芽吹学園
大野 祐子	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
加藤 満子	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
小俣 文宣	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
吉岡 靖二	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市中途失聴者・難聴者の集い 「みみづくの会」
石井 周平	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	柏児童相談所
成島 則夫	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	松戸公共職業安定所 野田出張所

氏名	任期	選出区分	選出団体等
佐藤 卓	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県野田警察署 生活安全課
佐藤 拓馬	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援学校
阿部 真希子	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉 センター地域保健福祉課
佐塚 和昭	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市消防署
小嶋 亮	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市人事課
川嶋 文和	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課
間々田 英示	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会指導課
秋鹿 弥由紀	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター
吉田 陽子	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市人権・男女共同 参画推進課
中山 知子	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市地域包括支援課
海老原 純一	R8.4. 1 から R10.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市子ども家庭 総合支援課

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
専門部会 権利擁護部会 委員名簿

令和7年4月1日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
金 隆 史	R7. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センターのだネット
坂 本 祐 子	R7. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	グループホーム等支援事業 NOMAD
川 崎 和 夫	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	茨城急行自動車株式会社
平 井 貴 子	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	柏人権擁護委員協議会野田部会
中 野 徹 也	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
雨 笠 均	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	千葉司法書士会 柏支部
平 井 賢 吾	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	経済団体（野田商工会議所）
松 本 尚 史	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	経済団体（野田市関宿商工会）
結 城 良 昌	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田芽吹学園
並 木 徹	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者基幹相談支援センター
知 久 たい子	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
熊 澤 英 也	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
柿 崎 由 佳	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
三 浦 明日香	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市地域包括支援課
小 山 田 瑞 木	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会指導課

氏名	任期	選出区分	選出団体等
原 田 貴 之	R7. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課
高 塚 和 枝	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市人権・男女共同参画推進課
宮 田 夏 光	R7. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市人事課
加 藤 憲 三	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援学校
本 山 友 行	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	松戸公共職業安定所野田出張所

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
専門部会 子ども部会 委員名簿

令和 7 年 12 月 1 日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
金 隆 史	R7. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	中核地域生活支援セン ターのだネット
小 林 公 平	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	社会福祉法人は一とふ る
渡 辺 祐 太 郎	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	社会福祉法人野田市 社会福祉協議会
内 藤 鉄 也	R7. 12. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	野田市立こだま学園
小 林 幸 代	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	野田市立あさひ育成園
並 木 徹	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用 又は権利の擁護に関連する職務に 従事する者	野田市障がい者基幹相 談支援センター
渡 辺 梨 絵	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市肢体不自由児者 父母の会
田 中 愛 子	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	障がい者団体を代表する者	任意団体 晴れのま
初 見 亜 希 子	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター
小 山 田 瑞 木	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会 指導課
染 谷 和 則	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市子ども保育課
石 山 紀 子	R7. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉 センター

氏名	任期	選出区分	選出団体等
里 見 敦 子	R7. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市子ども家庭総合 支援課
古 瀬 奈 津 代	R7. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター子 どもの発達相談室
小 野 俊 郎	R7. 1. 1 から R8. 3. 31 まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援 学校

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
専門部会 医療的ケア児者支援部会 委員名簿

令和 7 年 4 月 1 日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
石山 紀子	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	千葉県野田健康福祉センター
上野 友和	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	野田市立こだま学園
白石 直美	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	野田市立あおい空
杉山 浩志	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	東葛医療福祉センター光陽園
石垣 幸子	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	野田市小中学校校長会
並木 徹	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	野田市障がい者基幹相談支援センター
小林 幸代	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	野田市立あさひ育成園
水沼 幸恵	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	たんぽぽ訪問看護ステーション
新村 秀樹	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	一般社団法人野田市医師会
石井 千賀子	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	千葉県立野田特別支援学校
脇屋 春英	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、保健・医療、保育 又は教育に関連する職務に従事する者	ハルちゃん happy smile
渋谷 かずえ	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
嘉門 美希	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター子どもの発達相談室
小山田 瑞木	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会学校教育部指導課
岩澤 文	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市子ども保育課

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
専門部会 相談支援部会 委員名簿

令和7年9月1日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
五十嵐 孝子	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センターのだネット
小野 瀬 幸 子	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所はーとふる
亀 井 宏 純	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センター さくら
久 保 貴 寛	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	福祉相談室イマジン
古 藤 栄 一	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	サポート芽吹
笹 木 美 来	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	美来相談支援事業所
澤 村 浩 史	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市パーソナルサポ ートセンター
鈴 木 千 尋	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会 福祉協議会
高 橋 雅 子	R 7.7. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援センターそよかぜ
田 口 陽 子	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所れんげ
戸 邊 里 水	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所 ESCORT
中 村 成 彦	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援センターいちい の木
並 木 徹	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者基幹相談 支援センター
仁 木 純 子	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立こだま学園
野 村 祐 一	R 7.1. 1から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田みどり会相談支援事業 所

氏名	任期	選出区分	選出団体等
橋 本 諭	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援センターあどら
橋 本 竜 也	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所ラシーク
若 林 佳 誉 子	R 7.7. 1 から R 8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	相談支援事業所 アイナケアプランセンター
萩 原 明 子	R 7.9. 1 から R 8.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援 学校
小 林 謙 介	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉セン ター
石 川 友	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野 田 市 保 健 セ ン タ ー 子どもの発達相談室
内 田 朋 宏	R 7.4. 1 から R 8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市地域包括支援課
堀 上 翔 大	R 7.1. 1 から R 8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市生活支援課

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
専門部会 就労支援部会 委員名簿

令和7年7月1日

氏名	任期	選出区分	選出団体等
鎌田 明花	R7.7.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	就労継続支援B型ハナフイ
太田 静	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	トライアンフ株式会社野田事業所
福留 恵美	R7.4.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センター のだネット
工藤 達	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	就労サポート・のだ
小島 朋美	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	就労継続支援Olinace 野田
篠崎 紀政	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	羽の郷野田
小倉 明美	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	指定多機能事業所つばさ
鈴木 めぐみ	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターすまいる
根岸 友香	R7.4.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	指定多機能事業所芽ばえ
田中 愛	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援センター はーとふる
田中 大介	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	株式会社ホップ
千田 照	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	ガーデン愛宕
戸上 友彦	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市心身障がい者福祉作業所
柿崎 由佳	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターのぞみ
中野 徹也	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
依田 康彦	R7.4.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市関宿心身障がい者福祉作業所
並木 徹	R7.1.1から R8.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者 基幹相談支援センター

氏名	任期	選出区分	選出団体等
副見 君雄	R7.1. 1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立あすなろ職業指導所
永井 幸子	R7.1. 1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターきらり
相模 美雪	R7.1. 1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターさくら
静野 由佳	R7.1. 1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	就労継続支援B型「紙ふうせん」
村山 保	R7.1. 1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターそらいろ
横沢 宏和	R7.1. 1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援学校
白石 光孝	R7.1. 1 から R8.3.31 まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
地域生活支援拠点運営会議 委員名簿

令和7年8月4日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
並 木 徹	R7.1.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者基幹相談センター
加 藤 満 子	R7.1.1 から R8.3.31 まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
中 野 徹 也	R7.1.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市社会福祉協議会
小 林 公 平	R7.1.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立こだま学園
田 中 愛	R7.1.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援センターは一とふる
新 村 秀 樹	R7.1.1 から R8.3.31 まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	一般社団法人野田市医師会

専門部会の活動報告について

専門部会	R 7 報告		R 8 予定	
	日時・場所	議題	日時・場所	議題
相談支援 部会	令和7年7月3日 午後1時30分 市役所 8 階大会議室	・ライフサポートファイルにつ いて ・その他	令和 8 年 8 月	・部会長、副部会長の選任 ・相談支援についての意見交換
	令和7年9月5日 午後3時 市役所 8 階大会議室	・就労選択支援について ・その他	令和 8 年 12 月	・就労選択支援について(就労支援部 会との合同開催)
	令和7年 12 月 8 日 午後 1 時 市役所 8 階大会議室	・医療的ケア児等支援セ ンター地域巡回支援「ぼ らりすキャラバン隊」に よる研修会 ・その他	令和 9 年 2 月	・支援困難ケースに対する事例検討 ・その他
権利擁護 部会	令和7年7月15日 午前 10 時 市役所 8 階大会議室	・副部会長の選出について ・障がいのある方への虐待通 報件数・成年後見市長申立件 数について ・知的障がい者に係る障害者差 別解消法『合理的配慮』への 対応の検討について ・その他	令和 8 年 8 月	・部会長・副部会長の選出 ・障がいのある方への虐待通報件数・ 成年後見市長申立件数について(報 告) ・精神障がいがある方への合理的配慮 について ・その他
	令和7年10月 14 日 午前 10 時 市役所 8 階大会議室	・キャラバン隊「まめっこ」公演 ・障がい者雇用における合理 的配慮とは ・その他	令和 8 年 12 月	・精神障がい者に係る障害者差 別解消法『合理的配慮』への対 応の検討について(研修) ・その他
	令和 8 年1月23 午前 10 時 市役所 8 階大会議室	・障がいのある方への虐 待通報件数 ・成年後見市長申立件 数について(報告) ・身体障がいがある方への合 理的配慮について ・その他	令和 9 年 2 月	・障がいのある方への虐待通報件数・ 成年後見市長申立件数について(報 告) ・精神障がい者に係る障害者差 別解消法『合理的配慮』への対 応の検討について(事例検討) ・その他

子ども 部会	令和7年7月3日 午後1時30分 市役所 8 階大会議室	・ライフサポートファイルにつ いて ・その他	令和8年7月	・Q-SACCS(キューサックス)を用い た発達障がいのある子どもと家族を支 援する地域診断について ・その他
	令和7年12月8日 午後1時 市役所 8 階大会議室	・医療的ケア児等支援センタ ー地域巡回支援「ぼらりすキ ャラバン隊」による研修会 ・その他	令和8年9月	・Q-SACCS(キューサックス)を用い た発達障がいのある子どもと家族を支 援する地域診断について ・その他
	令和8年3月4日 午前10時 市役所 8 階大会議室	・ライフサポートファイルにつ いて ・次年度の検討内容について ・その他	令和8年12月	・Q-SACCS(キューサックス)を用い た発達障がいのある子どもと家族を支 援する地域診断について ・次年度の検討内容について ・その他
医療的 ケア児者 支援部会	令和7年7月3日 午後1時30分 保健センター3階大 会議室	・ライフサポートファイルにつ いて ・その他	令和8年9月	・部会長・副部会長の選出について ・医療的ケア児者在宅レスパイト事業に ついて ・実態調査について
	令和7年12月8日 午後1時 市役所 8 階大会議室	・医療的ケア児等支援セン ター地域巡回支援「ぼらり すキャラバン隊」による研 修会 ・その他	令和8年12月	・実態調査について ・その他
	令和8年3月10日 午後1時30分 市役所 8 階大会議室	・令和7年度医療的ケア児等 コーディネーター連携会議に ついて ・その他	令和9年3月	・医療的ケア児等コーディネーター連携 会議について ・その他
就労支援 部会	令和7年7月4日 午後2時 保健センター3階大会 議室	・就労選択支援について(勉 強会) ・その他	令和8年8月	・部会長及び副部会長の選任について ・優先調達について ・就労選択支援について
	令和7年9月5日 午後3時 市役所 8 階大会議室	・就労選択支援について(相 談支援部会と合同開催) ・その他	令和8年12月	・就労選択支援について(相談支援部 会との合同開催) ・報告事項(農福連携について)
	令和8年3月10日 午前10時 市役所 8 階大会議室	・就労選択支援について(令 和8年4月以降の流れにつ いて) ・その他	令和9年3月	・就労選択支援について(令和9年4月 以降の流れについて) ・その他

地域生活 支援拠点 運営会議	令和7年8月4日 午後2時 野田市役所706会議 室	・令和7年度各専門部会の開催状況について ・地域生活支援拠点の現状について ・その他	令和8年9月	・令和8年度各専門部会の開催状況について ・地域生活支援拠点の現状について
	令和7年12月18日 午前10時 野田市役所8階大会 議室	・相談支援事業業務委託の見直し及び今後の方向性について (各相談支援事業所の地域生活支援拠点を構成する事業所としての位置付け) ・医療的ケア児者への支援に係る新規事業について ・その他	令和9年3月	・野田市障がい者基幹相談支援センターの運営状況や課題 ・各専門部会からの課題

○野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱(平成19年野田市告示第60号)

議題 3

改 正 案		現 行
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)への支援の体制の整備を図り、障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき障がいを理由とする差別的解消するための取組を効果的かつ円滑に行うとともに、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項の規定に基づき日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整備するとともに、障がい者等への必要な支援を実施するため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。 (2) 障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。 (3) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。 (4) 日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者等の支援並びに関係者の連携及び支援の体制に関すること。 (5) 障がい者等への必要な支援の実施に関すること。 (6) その他障がい者等の支援について協議が必要と認める事項に関すること。 (組織) 第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) 障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者 (2) 障がい者団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) その他市長が必要と認める者 (任期等) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)への支援の体制の整備を図り、障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき障がいを理由とする差別的解消するための取組を効果的かつ円滑に行うとともに、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項の規定に基づき日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整備するため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。 (2) 障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。 (3) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。 (4) 日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者等の支援並びに関係者の連携及び支援の体制に関すること。 (5) その他障がい者等の支援について協議が必要と認める事項に関すること。 (組織) 第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) 障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者 (2) 障がい者団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) その他市長が必要と認める者 (任期等) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後
も同様とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(専門部会)

第7条 協議会に、課題について必要な情報収集及び調査研究をするとともに、課題の解決を図るための協議をし、又は事業を実施するため、次の専門部会を置く。

- (1) 相談支援部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 子ども部会
- (4) 権利擁護部会
- (5) 医療的ケア児者支援部会
- (6) 地域生活支援拠点運営部会

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名した者及び委員の推薦に基づき市長が委
嘱した者並びに職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

(意見の聴取等)

- 第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係
者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

**第9条 委員及び専門部会の部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後においても同様とする。**

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協
議会に諮って定める。

- 2 委員は、再任されることができる。

- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後
も同様とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名した者及び委員の推薦に基づき市長が委
嘱した者並びに職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

(意見の聴取等)

- 第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係
者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において行う。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協
議会に諮って定める。